

令和 6 年 3 月 6 日
総務常任委員会説明資料
総務部財務室債権管理課
市民生活部市民室保険課

債権の適正管理の取組について

本市では、平成 23 年 4 月に市税の徴収を担当する収税課（当時）とは別に、市税の徴収ノウハウを市税以外の債権の徴収に生かす取組を始めるため「債権管理課」を新設し（平成 25 年 4 月に収税課を債権管理課に統合）、市税の徴収をはじめ、市税以外の公課（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保育料）のうち、徴収困難な事案を中心に各担当課から徴収業務の移管（引継ぎ）を受け、効果的な徴収を進めてきました。

令和 6 年度から、更なる市債権の適正な管理や効果的な徴収を行うため、現在本市で導入している滞納管理システムが同一である国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（以下、国民健康保険料等という。）の徴収業務を債権管理課へ移管し、市税とあわせて徴収を行う予定としています。

1 目的

- (1) 納付相談等の窓口の統合による市民サービスの向上
- (2) 類似する業務の統合による業務の効率化

2 概要

保険課が所管する国民健康保険料等について、徴収業務全てを債権管理課に移管し、納付相談等の窓口を統合するもの。

3 実施時期

令和 6 年 7 月

4 実施の効果

- (1) 市民サービスの向上

各課それぞれの窓口で行っていた市税及び国民健康保険料等の納付に関する相談が、債権管理課のみで完結するため、市民の利便性の向上及び心理的負担を軽減します。

(2) 業務の効率化

保険課と債権管理課それぞれで行っている納付相談業務、財産調査、滞納処分などの業務を債権管理課に統合することにより、業務の効率化を図ります。

(3) 公平かつ公正な徴収体制の強化

債権管理課における徴収ノウハウを活かし、早期に財産状況を把握して納付義務者の資力に応じた丁寧な納付相談を行い、公平かつ公正な徴収体制を強化します。

なお、納付相談の状況について債権管理課と保険課で密に連絡調整することで、保険課での保険証発行が滞りなく行えるようにします。

5 市民へのお知らせ

令和6年6月末までに市ホームページ等で国民健康保険料等の納付の問い合わせや相談などについての窓口が債権管理課に移ることをお伝えします。

また、令和6年7月広報番組（あしやトライアングル）及び8月の広報あしやにてお知らせします。